

「ちばぎん結婚・子育て資金贈与専用口座」に関する領収書等明細一覧兼確認書 【 年分】

私は、本書面に記載の領収書等の明細等について、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の3）」（以下、「本件非課税措置」といいます。）で規定されている「結婚・子育て資金（《結婚・子育て資金について》ご参照）」として支払ったことに相違ありません。	チェック欄 <input type="checkbox"/>
---	---------------------------------------

	お客さま（ご本人）
口座番号	
署名（氏名）	
住所又は居所	
電話番号	

（注）署名欄には直筆でのご記入をお願いいたします。

1. 結婚・子育て資金支払領収書等の提出明細一覧

<イ> 結婚に際して支出する費用>					
支払先名	支払先の住所	摘要(支払内容)	支払日	領収書等枚数	金額
結婚に際して支出する費用合計（＝①）				枚	円
<ロ> 妊娠、出産または育児に要する費用>					
支払先名	支払先の住所	摘要(支払内容)	支払日	領収書等枚数	金額
妊娠、出産または育児に要する費用合計（＝②）				枚	円
総合計（＝①＋②）				枚	円

2. 今回ご提出いただく「1」の「領収書等」チェック表（該当する回答を○で囲んでください）

チェック項目		回答欄	
(1)	「1」の記載内容にお間違いはないですか。	はい	いいえ
(2)	「領収書等」は、ご本人の「結婚に際して支出する費用」またはご本人もしくはご本人の配偶者の「妊娠、出産または育児に要する費用」として支払ったご資金ですか。 （※）「結婚に際して支出する費用」および「妊娠、出産または育児に要する費用」の詳細な費目は内閣府のQ&A（別表1：費目リスト）に記載しております。	はい	いいえ
(3)	（「領収書等」のうち領収書について）		
	① 領収書には、支払年月日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要（注）が記載されていますか。 （注）摘要については、資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。	はい （該当なし）	いいえ
	② 領収書は原本をご提出いただいていますか。	はい （該当なし）	いいえ
(4)	（「領収書等」のうち領収書以外の「支払の事実を証するもの」について） （注）「支払いの事実を証するもの」は、内閣府のQ&A（Q3-3）および「領収書等のチェックツール」で例示しております。下記要件の不足がある場合、振込依頼文書等をあわせて添付することにより要件を明確にする必要があります。なお、当該添付書類も「支払いの事実を証するもの」に含めます。		
	① 「支払の事実を証するもの」には、支払年月日、金額、支払者（宛名）、支払先の氏名（名称）及び住所（所在地）、摘要（注）が記載されていますか。 （注）摘要については、資金使途（例「〇〇代として」）の記入が必要です。	はい （該当なし）	いいえ
	② ご提出いただいた「支払の事実を証する書類」のなかに、同一の支払に関する重複提出はありませんか（過去提出分を含む）。	はい （該当なし）	いいえ
(5)	（「1.」の「イ」）の「領収書等」について）		
	「領収書等」に加え下記の書類をご提出いただいていますか。 ○婚礼（結婚披露宴）に係る費用 ・戸籍謄本等（婚姻の事実及びその年月日を証する書類） ○家賃等に係る費用 ・戸籍謄本等（婚姻の事実及びその年月日を証する書類） ・賃貸借契約書の写し（締結日が入籍日の前後各1年の期間内で受贈者名義で締結したもの） ・賃貸物件に入居する受贈者または配偶者の住民票の写し（賃貸借契約書の写しに受贈者または配偶者が当該物件に入居する旨の明確な記載がある場合は提出不要） ○引越しに係る費用 ・戸籍謄本等（婚姻の事実及びその年月日を証する書類） ・受贈者の住民票の写し（転居した事実及び転居の年月日を証するもの） ※これらの書類は、本件非課税措置を受けるために既に同一の書類を当行にご提出いただいている場合にはあらためてご提出いただく必要はありません。	はい （該当なし）	いいえ

	(「1.」の「ロ」)の「領収書等」について		
(6)	<p>① 「領収書等」に加え下記の書類をご提出いただいていますか。</p> <p>○不妊治療、妊娠に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の住民票の写しや戸籍謄本（配偶者に係る費用である場合） <p>○出産、産後ケアに係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者の住民票の写しや戸籍謄本（配偶者に係る費用である場合） ・住民票の写し、戸籍謄本、母子健康手帳の写し等出産の事実及びその年月日を証する書類（母子健康手帳の写しに関しては、出産の事実及び年月日以外の不要な箇所は黒塗りにしていただくことも可。） <p>○小学校就学以前のお子さまの医療費に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お子さまの住民票の写しや戸籍謄本等（お子さまの氏名、生年月日、受贈者との続柄を証する書類） <p>○小学校就学以前のお子さまの育児に係る費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お子さまの住民票の写しや戸籍謄本等（お子さまの氏名、生年月日、受贈者との続柄を証する書類） <p>※これらの書類は、本非課税措置を受けるために既に同一の書類を当行にご提出いただいている場合にはあらためてご提出いただく必要はありません。</p>	はい (該当なし)	いいえ
	<p>② ご提出いただいた領収書等に、「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」を受けるために提出した領収書等と重複するものはありますか。</p> <p>※「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」の適用を受けるために提出した領収書等で本件非課税措置の適用を受けることはできません。</p>	はい (該当なし)	いいえ
(7)	<p>「領収書等」の中に請求書はありませんか。</p> <p>※「請求書」は本件非課税措置における「領収書等」の対象外になりますのでご注意ください。</p>	はい	いいえ
(8)	<p>(「領収書等」の日付について)</p> <p>以下の各費用に係る「領収書等」の日付はそれぞれ以下の期間内のものですか。</p> <p>○婚礼（結婚披露宴）に係る費用⇒ご本人の婚姻の日の1年前の応答日以降</p> <p>○家賃等に係る費用⇒賃貸借契約（複数ある場合は最初の契約）の締結日から3年後の応答日の前日まで</p> <p>○引越しに係る費用⇒ご本人の婚姻の日の前後各1年の期間内</p> <p>○出産、産後ケアに係る費用⇒出産日以降、出産日の1年後の応答日の前日まで</p> <p>○小学校就学以前のお子さまの医療費に係る費用⇒お子さまの満6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで</p> <p>○小学校就学以前のお子さまの育児に係る費用⇒お子さまの満6歳の誕生日の前日以後の最初の3月31日まで</p>	はい (該当なし)	いいえ
(9)	<p>「領収書等」のご提出が、支払年月日の属する年（1月1日～12月31日とする1年間）の翌年3月15日を過ぎていませんか。</p> <p>※支払年月日の翌年3月15日を過ぎてご提出いただいた「領収書等」は、本件非課税措置の対象外となりますのでご注意ください。</p>	はい	いいえ

(注) 「(3)」、「(4)」の領収書等について、支払先の住所（所在地）の記載がない場合、当該領収書等に受贈者自身が支払先の住所（所在地）を記載し、受贈者自身が署名押印をすることにより、「はい」とご回答いただくことも可能です。また、上記「1.」の「ロ」の領収書等のうち、ベビーシッターおよび子育て援助活動事業以外の費用に係るものに限

っては住所（所在地）の記載がなくても良いこととされています。

〔注〕「(3)」、「(4)」の領収書等について、摘要の記載がない場合や記載内容を補足する必要がある場合、支払内容等が確認できる明細書等を添付いただくことで、「はい」とご回答いただくことも可能です。また、上記「1.」の「ロ」の領収書等について、明細等を提出できないなどやむを得ない場合は、当該領収書等に受贈者自身が摘要を記載し、受贈者自身が署名押印することにより「はい」とご回答いただくことも可能です。

【ご注意ください】

結婚・子育て資金の支払年月日（領収書等に記載の支払年月日）が、口座からの引出日と同じ年（1月1日～12月31日とする1年間）であることが、非課税措置の適用要件となります。同じ年でない場合、引出金は結婚・子育て資金以外の支出とみなされ、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。

《結婚・子育て資金について》

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の制度概要と非課税となる結婚・子育て資金の範囲や支払先等の範囲については、内閣府のホームページに「Q & A」とあわせて掲載されていますのでご参照ください。

【内閣府ホームページ：「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」】

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/budget/zouyozei.html>

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」の対象となる結婚・子育て資金の範囲についてご不明な点がある場合は取扱金融機関または税理士にご確認ください。

また、「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」に関し、結婚・子育て資金の範囲や支払先等の範囲以外についてご不明な点がある場合は、税務署または税理士にご確認ください。